

福祉タクシー車両の導入状況について

(令和2年3月末現在)

【バリアフリー化の目標】

タクシー車両については、「令和2年度までに、約4万4千台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入する。」とされている。

※福祉タクシーとは、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

(単位:台)

区分	寝台専用車 (注2)	車椅子専用車 (注3)	兼用車 (注4)	回転シート等 (注5)	計 (注1、注6)
平成22年度末	526 (19)	8,696 (4,416)	2,259 (110)	775 (170)	12,256 (4,715)
平成23年度末	549 (28)	9,437 (4,899)	2,417 (110)	696 (167)	13,099 (5,204)
平成24年度末	534 (31)	10,177 (5,286)	2,493 (83)	652 (146)	13,856 (5,546)
平成25年度末	520 (38)	10,304 (5,351)	2,572 (88)	582 (148)	13,978 (5,625)
平成26年度末	499 (42)	11,032 (5,515)	2,568 (75)	545 (133)	14,644 (5,765)
平成27年度末	507 (52)	11,212 (5,660)	2,810 (115)	497 (124)	15,026 (5,951)
平成28年度末	526 (56)	11,253 (5,620)	2,889 (101)	460 (119)	15,128 (5,896)
平成29年度末	530 (64)	16,277 (5,404)	2,876 (114)	430 (116)	20,113 (5,698)
平成30年度末	484 (67)	24,893 (4,954) {12,533}	2,799 (90)	426 (120)	28,602 (5,231) {12,533}
令和元年度末	855 (234)	32,638 (4,939) {21,736}	3,113 (83)	458 (107)	37,064 (5,363) {21,736}

(注1) ()内は軽自動車、{ }内はユニバーサルデザインタクシーで内数である。

(注2) 「寝台専用車」は、寝台を使用している者のみを輸送することができる車両のことをいう。

(注3) 「車椅子専用車」は、車椅子使用者のみを輸送することができる車両のことをいう。

(注4) 「兼用車」は、寝台を使用している者及び車椅子使用者のいずれも輸送することができる車両のことをいう。

(注5) 「回転シート等」は、座席が回転等することにより、高齢者、障害者等が円滑に乗降することが可能な車両のことをいう。

(注6) 本集計の車両数については、基本方針の対象となる福祉タクシー車両についてのみ計上している。